

株 主 各 位

第84期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」… 1 頁
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」…………… 7 頁
- 連結計算書類の「連結注記表」…………… 8 頁
- 計算書類の「株主資本等変動計算書」…………… 19 頁
- 計算書類の「個別注記表」…………… 20 頁

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

西松建設株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nishimatsu.co.jp/>)に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

内部統制システム構築の基本方針

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、事業活動の上で、企業の社会的責任を果たすための遵守すべき企業行動規範を定め、役職員がこれを実践する。

役職員全員に法令・定款等の遵守を徹底・推進するため、コンプライアンス推進部を設置する。当該部署は、コンプライアンス規程に従い、関係会社を含めた各部署にコンプライアンス担当者を指名し、コンプライアンスに関する周知事項を組織内に浸透させるとともに、コンプライアンスに関する状況監査を実施し、役職員に研修を通じてコンプライアンス意識の更なる徹底・推進を図る。

法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社グループの役職員や家族が利用できる報告窓口を社内・社外双方に設置し、協力業者が通報する窓口もホームページに設置する。取締役会は、当該報告したことを理由として報告した者に不利な取扱いをしないよう規程を整備し、通報制度の実効性を確保する。万一コンプライアンスに違反する事態が発生した場合には、コンプライアンス推進部は、違反事項についての調査の必要性の有無、是正・再発防止策の策定などについて担当取締役に報告する。経営に重大な影響を及ぼす恐れのある行為等に関しては、社長をメンバーとする「危機管理対策本部」を設置、対応しその答申をもって是正措置を講じる。

また、社外出身者を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の諸問題への対応を行うことで、より強固な体制を構築する。

反社会的勢力への対応については、反社会的勢力とは関係を一切持たないとの行動規範を厳守するとともに、対応を統轄する部署を総務部とし、マニュアルの整備、対応の周知徹底を図る。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び社内規程に基づき、文書等の保存・管理を行う。

また、情報の管理については、個人情報保護に関する基本方針、社内規程を整備し、これに基づいて対応する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理を適正に行うため、リスク管理及び危機管理規程を定め、損失の最小化と持続的成長を図る。

内部統制委員会は、リスク等情報の集約を行い、組織横断的にリスクを監視し、当社グループのリスクを総合的に管理する。同委員会は、個別リスクごとに責任部署を定め、当該リスクに関する「予防的リスク管理体制」と「発見的リスク管理体制」を構築する。

リスク管理の整備・運用上の有効性評価は同委員会が行い、問題がある場合には、各々の責任部署に対し是正勧告を行う。同委員会は、自ら定めた個別リスクの責任部署及び予防的リスク管理体制・発見的リスク管理体制を取締役に報告する。

取締役会は、「リスク管理責任部署－内部統制委員会－取締役会」というリスクに関する報告体制を構築し、監査室はその運用状況を監視する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定及び監督と業務執行を分離し、取締役会が効率的にその職務を行う体制を構築する。社長・本部長会議を設置し、主に持続的成長のための重要な事項について事前審議を行い、取締役会における経営判断の迅速性と適正性を確保する。

経営計画のマネジメントについては、取締役会が決定した経営の基本方針、中期経営計画及び年度計画に基づき、業務執行取締役及び執行役員が目標達成のための戦略を立て、業務を執行する。経営目標が計画通りに進捗しているか否かについては、取締役会及び経営会議において報告を受けるものとし、取締役会は必要に応じて業務執行取締役及び執行役員に計画修正を求め実行させる。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規則に附議すべき事項を定め、必要に応じ社長・本部長会議で審議し、十分な情報に基づき取締役会が的確な意思決定を行う体制を構築する。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を定め、関係会社を管理・指導することにより、当社グループ事業の発展を図ることを目的とする。

関係会社を管理する部署を各事業本部及び経営企画部とし、関係会社の取締役及び従業員が当社に報告する事項を定め、定期的に経営状況に関する報告を受けるとともに、当該会社が効率的に経営目的を達成できるよう管理・指導する。

また、関係会社からの報告事項は、業務執行取締役及び執行役員又は関係会社を管理する部署が、取締役会及び経営会議に報告することとし、コンプライアンスを重視した業務が適正に遂行されているかを適切に管理する。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会事務局を設置し、取締役からの指揮・命令を受けない専任のスタッフを配置する。

当該スタッフには、監査に必要な調査や情報収集等の各部署の協力体制を構築し、監査等委員会の指示の実効性を確保する。

また、当該スタッフの人事異動及びその考課については、監査等委員会の同意を得て行うものとする。

⑦取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会に対して次の事項を遅滞なく報告するものとする。

なお、子会社の使用人等からの報告については、子会社の執行部門から直接、あるいは関係会社を管理する部署を経由して間接的に報告するものとする。

- ・法令、定款違反や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・経営に関する重要事項及び財務・経理に関する重要事項

- ・コンプライアンスに関する重要事項
- ・その他監査等委員会が報告を求めた事項、監査上有用と判断される事項

取締役及び取締役会は、各所管部門が監査等委員会に適切に報告するための体制を構築・運用するとともに、上記報告をしたことを理由に報告した者が不利な取扱いを受けないよう、監査等委員会への報告体制の実効性を確保する。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査費用に係る方針に関する事項

取締役は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、以下の体制の整備に努めなければならない。

- ・監査等委員の重要会議への出席、代表取締役や本部長等との定期的な会合、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧、業務執行取締役や執行役員等への説明要求に対する対応
- ・監査等委員会と業務監査を担当する監査室、コンプライアンス監査を担当するコンプライアンス推進部との連携
- ・財務報告の信頼性確保のため、会計監査人からの報告及び監査室・経理部からの監査等委員会に対する報告

取締役及び取締役会は、監査費用について予算を計上し、監査活動に支障が生じないように努めるとともに、監査等委員会が職務執行のために必要と認める弁護士・公認会計士等専門家に対する報酬、調査等の費用を負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記方針に基づいて、業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度において実施した主な取り組みは、以下のとおりです。

① コンプライアンスに関する取り組み

- ・コンプライアンスに関する諸規程を整備するとともに、役職員に対する定期的な教育を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の向上を図っております。
- ・当事業年度はコンプライアンス委員会を12回開催いたしました。同委員会で

は、コンプライアンス上の諸問題への対応を行うほか、役職員に対する研修会やアンケート調査を継続的に実施しております。

- ・内部通報制度として「Nishimatsuホットライン」を設置しております。本制度に対する職員からの信頼感を高めるため、通報者又は相談者に不利益のない範囲で、年1回、その運用状況を社内のイントラネットに開示しております。
- ・反社会的勢力との接触が疑われる場合に迅速かつ的確な対応を図れるよう、社内体制及び社外関係先との協力体制を整備しております。また「反社会的勢力への対応マニュアル」を定期的に改訂し、社内のイントラネットを通じて役職員への周知を図っております。

②リスク管理に関する取り組み

- ・監査室が個別リスクの責任部署に対して調査・ヒアリングを実施し、その結果を基に、内部統制委員会において定期的なモニタリングを実施しております。これにより当社グループに重大な影響を及ぼすリスクを把握・分析するとともに、重点リスク管理項目の見直しを行いました。
- ・当社は、大規模災害リスク及び感染症リスクへの対応策として、事業継続計画（BCP）を策定・運用しております。また、大規模災害発生時における対策本部事務局の対応力向上とBCPの有効性確認を目的として、定期的に訓練を実施しております。
- ・新型コロナウイルス感染拡大を受けて、当社はBCP対策本部を立ち上げ、役員や協力会社をはじめとする関係者の安全を最優先に、政府の方針や行動計画に基づき各種の対応方針を決定のうえ実施いたしました。
- ・当社が2019年3月に完成させ、お引渡しをした東京都所在のマンションにおいて内装等に関する施工不備が判明した問題につきまして、施工不備の原因の詳細な調査を実施しております。また、今後の施工品質の更なる向上を図るべく、教育の徹底と管理体制を一層強化するとともに、再発防止を図っております。

③取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に関する取り組み

- ・当社は、取締役会における経営判断の迅速性と適正性を確保するため、社長・本部長会議を設置し、主に持続的成長のための重要な事項について事前審議しております。当事業年度は社長・本部長会議を30回開催しました。
- ・当社は、10年先を見据えた長期ビジョンである「西松-Vision2027」に基づ

き、各事業部門の業務執行取締役及び執行役員が中心となって各施策を実施しております。

④当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組み

- ・ 子会社管理を担当する各部署は、当該子会社より定期的に報告を受け、必要に応じて取締役会及び経営会議に報告しております。また、当該子会社に対し、適正な業務執行について指導しております。
- ・ 監査計画に基づき、当社の監査室による子会社への内部監査を実施するとともに、監査役の派遣等を通じて、適宜、子会社の適正な業務執行を監視しております。

⑤監査等委員会監査の実効性確保等の取り組み

- ・ 監査等委員は、経営会議や内部統制委員会などの重要な会議に出席し、稟議書などの重要書類を閲覧するほか、代表取締役及び業務執行取締役と定期的に会合を行い、業務監査部門、コンプライアンス監査部門、経理部門及び法務部門等から定期的に報告を受けることにより、実効的な監査を実施しております。
- ・ 監査等委員会に事務局を設置し、取締役（監査等委員である者を除く。）の指揮命令系統に属さない専任のスタッフを配置しております。
- ・ 監査等委員である社外取締役に対して十分な情報が提供されるよう、常勤監査等委員や監査等委員会事務局が適宜報告・支援する体制を構築しております。
- ・ 監査等委員会事務局と各部署との間で協力体制を構築し、監査に必要な調査や情報収集等を行うなど、監査等委員の指示の実効性を確保しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	23,513	20,780	142,684	△2,174	184,803	13,136	71	△1,139	12,068	2,415	199,287
当 期 変 動 額											
剰余金の配当			△5,743		△5,743						△5,743
親会社株主に帰属 する当期純利益			17,166		17,166						17,166
連結範囲の変動			△66		△66						△66
自己株式の取得				△2	△2						△2
自己株式の処分		△0		0	0						0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△2,509	△368	633	△2,244	△860	△3,105
当期変動額合計	-	△0	11,357	△2	11,354	△2,509	△368	633	△2,244	△860	8,249
当 期 末 残 高	23,513	20,780	154,041	△2,177	196,158	10,627	△296	△506	9,824	1,554	207,537

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 10社

主要な連結子会社の名称 西松地所(株)、泰国西松建設(株)

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 嶋静商事(株)、新浦安駅前PFI(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためである。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

非連結子会社及び関連会社に対する投資について持分法を適用していない。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

非連結子会社 嶋静商事(株)、新浦安駅前PFI(株)

関連会社 浜松中央西ビル(株)、(株)増永組

持分法を適用していない理由

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。)

時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産 個別法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。)

未成工事支出金 個別法による原価法

不動産事業等支出金 個別法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。)

材 料 貯 蔵 品 移動平均法による原価法
(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 (リース資産を除く) 主として定率法 (ただし1998年4月1日以降取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)
- ② 無形固定資産 定額法
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- ② 完成工事補償引当金
完成工事にかかる瑕疵補修等の費用に充てるため、過去の一定期間における補償実績率による算定額及び特定物件における将来の補修等の見込額を計上している。
- ③ 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。
- ④ 工事損失引当金
将来損失の発生が見込まれる工事について、その損失額が合理的に見積ることができる場合に、その損失見込額を計上している。
- ⑤ 不動産事業等損失引当金
将来損失の発生が見込まれる不動産事業等について、その損失額が合理的に見積ることができる場合に、その損失見込額を計上している。
- ⑥ 環境対策引当金
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、当該処理費用見込額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理の方法
 - ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。
 - ・数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしている。

- ② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
 工事の進行途上において、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合は工事進行基準を、その他の工事は工事完成基準を適用している。
 連結会計年度末における工事進捗度の見積方法は、工事進行基準における原価比例法を適用している。
 なお、工事進行基準による完成工事高は、315,234百万円である。
- ③ ヘッジ会計の方法
 ヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっている。
- ④ 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。
- ⑤ 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
 当社の建設事業におけるジョイント・ベンチャー（共同企業体）に係る会計処理は、主として構成員の出資の割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっている。

(追加情報)

(関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続の開示)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示している。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する見積り)

新型コロナウイルス感染症の収束時期については見通しがつかない状況が続いているが、当社グループにおいては、感染拡大防止策を徹底したうえで、通常の事業活動を継続することを前提として工事進行基準や固定資産の減損等に関する会計上の見積りを行っている。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載している。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 工事進行基準における見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

完成工事高	315,234百万円
工事損失引当金	1,488百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

工事進行基準の適用にあたり、既に発生した原価の工事原価総額見積額に占める割合により算定された進捗率に基づき完成工事高の計上を行っている。なお、工事収益総額、工事原価総額、決算日における工事進捗度について、個別の工事契約ごとに、決算日において入手可能なすべての情報に基づき最善の見積りを行っている。

工事収益総額の算定においては、未確定の追加・設計変更工事代金がある場合、発注者との協議状況等をもとに見積った額を確定契約額に加減している。また、工事原価総額の算定においては、協力会社との外注費・材料費等の交渉状況のほか、個別の工事契約ごとの諸条件をふまえた仮定に基づき、決算日後に発生する工事原価の見積りを行っている。なお、これらの見積りの結果、決算日後に損失の発生が見込まれる工事について、その損失見込額を工事損失引当金として計上している。

このため、これらの諸条件を含めた見積りの前提条件の変更により、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性がある。

2. 完成工事補償引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

完成工事補償引当金	9,815百万円
-----------	----------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、完成工事に係る瑕疵補修等の費用に充てるため、過去の一定期間における補償実績率による算定額及び特定物件における将来の補修等の見込額を計上している。実績率による算定においては、過去3年間の完成工事高と瑕疵補修等の費用発生額との割合と同程度の瑕疵補修等の費用が将来発生すると仮定して算定しており、また、個別見積りによる算定においては、特定の物件において将来の瑕疵補修等の発生が見込まれ、かつ、金額を合理的に見積ることができる場合に物件単位で補修等の見込額を計上している。これらの引当金計上額については現時点で入手可能なすべての情報に基づき最善の見積りを行っているが、外注費・材料費等の価格の変動など見積りの前提条件の変更により、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性がある。

なお、当連結会計年度において、2019年3月に完成引渡を行った東京都所在マンションの内装工事等に係る施工不備が判明し、補修工事費及び補修事に伴う付帯費用が発生することが確実となったため、その費用を9,049百万円と見積り完成工事補償引当金として計上している。補修工事費及び付帯費用については、外注先からの見積りに基づき現時点で入手可能なすべての情報に基づき最善の見積りを行っているが、外注費・材料費等の価格の変動など見積りの前提条件の変更により、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性がある。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産
下記の資産を関係会社等の借入金他の担保に供している。

建物・構築物	265百万円
土地	36百万円
投資有価証券	127百万円
計	429百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 39,390百万円
3. 保証債務 121百万円
関連会社等の借入債務他について保証を行っている。
4. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。なお、損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額はない。
5. 貸出コミットメント総額 20,000百万円
借入実行残高 10,000百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 売上原価のうち工事損失引当金繰入額 626百万円
2. 減損損失
当社グループは、自社使用の事業用資産については事業所単位に、個別の賃貸用資産については物件ごとにグルーピングしている。
下記の賃貸用不動産について、収益性の低下により帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失280百万円として特別損失に計上した。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
北海道函館市	賃貸用不動産	建物、土地	280

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 55,591,502株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,743	105.00	2020年3月31日	2020年6月29日
計		5,743			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案している。

- ① 配当金の総額 5,743百万円
- ② 1株当たり配当額 105.00円
- ③ 基準日 2021年3月31日
- ④ 効力発生日 2021年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定している。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入や、コマーシャル・ペーパー及び社債発行による方針である。デリバティブは、外貨建取引の為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、取引先の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、工事受注前における取引先の与信審査を行うとともに、工事受注後についても、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより、取引先の財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されている。当該リスクに関しては、時価や発行会社の財務状況等を定期的に把握し、保有状況を継続的に見直している。

貸付金は、主に取引先企業等に対し行っているが、取引先の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、個別案件ごとに取引開始前に与信審査を行っている。また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的に把握している。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債のうち、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達である。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されているが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用する場合がある。なお、ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たす場合、その判定をもって有効性の評価を省略している。

デリバティブ取引に際しては、デリバティブの取組方針に則して、取引開始前に審査を行い、定期的に取引の実行状況・取引内容の確認を行うことにより、リスク管理を行っている。デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行うこととしている。

また、営業債務や借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債は、流動性リスクに晒されている。当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理している。

なお、リスク管理体制については、内部統制委員会が個別リスクごとに責任部署を定め、その予防的リスク管理体制と発見的リスク管理体制を構築することとしている。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもある。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない（注2）参照。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金預金	43,769	43,769	－
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	203,082	202,867	△214
(3) 有価証券及び投資有価証券	34,257	34,257	－
(4) 長期貸付金	599		
貸倒引当金(※)	△76		
	523	512	△11
資産計	281,632	281,406	△226
(1) 支払手形・工事未払金等	56,305	56,305	－
(2) 短期借入金	35,039	35,039	－
(3) コマーシャル・ペーパー	20,000	20,000	－
(4) 1年内償還予定の社債	－	－	－
(5) 社債	60,000	59,977	△22
(6) 長期借入金	－	－	－
負債計	171,344	171,321	△22
デリバティブ取引	－	－	－

(※)長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金預金

預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を、満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値によっている。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりである。

- ① 満期保有目的の債券における種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額期末残高がないため該当事項なし。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はない。
- ② その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は27,437百万円であり、売却益の合計額は15,242百万円、売却損の合計は443百万円である。

なお、その他の有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりである。

種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	32,467	17,016	15,451
(2) 連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	1,789	2,233	△443
合計	34,257	19,249	15,007

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを、信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定している。

負 債

- (1) 支払手形・工事未払金等、(2) 短期借入金、(3) コマーシャル・ペーパー、並びに (4) 1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(5) 社債

社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっている。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。

デリバティブ取引

期末残高がないため該当事項なし。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額4,208百万円)、匿名組合出資金等(連結貸借対照表計上額5,411百万円)、非連結子会社及び関連会社株式(連結貸借対照表計上額764百万円)については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金預金	43,769	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金等	179,989	22,664	428	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)	—	—	—	—
満期保有目的の債券(その他)	—	—	—	—
長期貸付金	—	544	28	27
合計	223,758	23,209	456	27

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	—	10,000	15,000	20,000	15,000	—
長期借入金	—	—	—	—	—	—
リース債務	23	21	17	8	2	0
合計	23	10,021	15,017	20,008	15,002	0

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有している。2021年3月期における当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、3,650百万円（賃貸収益は不動産事業等売上高に、主な賃貸費用は不動産事業等売上原価に計上）である。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりである。

(単位：百万円)

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
110,240	5,582	115,823	158,007

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。
2. 当期増減額のうち、主な増加額は不動産取得（14,454百万円）である。また、主な減少額は不動産売却(5,890百万円)、減価償却（1,932百万円）、販売用不動産等への振替(722百万円)、減損損失(280百万円)である。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）である。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,765円62銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 313円83銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項なし。

(その他の注記)

該当事項なし。

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										評価・換算差額等		純資産 合計	
	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
	資 本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合計						
				買換資産 圧縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金								
当 期 首 残 高	23,513	20,780	0	20,780	5,878	1,095	106,475	24,881	138,331	△2,174	180,450	13,136	13,136	193,587
当 期 変 動 額														
買換資産圧縮 積立金の取崩						△229		229	-		-			-
別途積立金の積立							15,000	△15,000	-		-			-
剰余金の配当								△5,743	△5,743		△5,743			△5,743
当期純利益								18,086	18,086		18,086			18,086
自己株式の取得										△2	△2			△2
自己株式の処分			△0	△0						0	0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											-	△2,697	△2,697	△2,697
当期変動額合計	-	-	△0	△0	-	△229	15,000	△2,427	12,342	△2	12,340	△2,697	△2,697	9,643
当 期 末 残 高	23,513	20,780	0	20,780	5,878	866	121,475	22,454	150,674	△2,177	192,791	10,439	10,439	203,230

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券
子会社株式及び関連会社株式
その他有価証券
時価のあるもの

償却原価法（定額法）
移動平均法による原価法

決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

移動平均法による原価法

- 時価のないもの
② たな卸資産の評価基準及び評価方法
販売用不動産

個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

- 未成工事支出金
不動産事業等支出金

個別法による原価法
個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

- 材料貯蔵品

移動平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
（リース資産を除く）

定率法（ただし1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

- ② 無形固定資産

定額法

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

- ② 完成工事補償引当金

完成工事にかかる瑕疵補修等の費用に充てるため、過去の一定期間における補償実績率による算定額及び特定物件における将来の補修等の見込額を計上している。

- ③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしている。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取り扱いが連結貸借対照表と異なっている。

⑤ 工事損失引当金

将来損失の発生が見込まれる工事について、その損失額が合理的に見積ることができる場合に、その損失見込額を計上している。

⑥ 不動産事業等損失引当金

将来損失の発生が見込まれる不動産事業等について、その損失額が合理的に見積ることができる場合に、その損失見込額を計上している。

⑦ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、当該処理費用見込額を計上している。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

工事の進行途上において、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合は工事進行基準を、その他の工事は工事完成基準を適用している。

事業年度末日における工事進捗度の見積方法は、工事進行基準における原価比例法を適用している。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっている。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。

③ 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

建設事業におけるジョイント・ベンチャー（共同企業体）に係る会計処理は、主として構成員の出資の割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっている。

2. 追加情報

(関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続の開示)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示している。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する見積り)

新型コロナウイルス感染症の収束時期については見通しがつかない状況が続いているが、当社においては、感染拡大防止策を徹底したうえで、通常の事業活動を継続することを前提として工事進行基準や固定資産の減損等に関する会計上の見積りを行っている。

3. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に「4.会計上の見積りに関する注記」を記載している。

4. 会計上の見積りに関する注記

1. 工事進行基準における見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事高	308,615百万円
工事損失引当金	1,488百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「(会計上の見積りに関する注記) 1. 工事進行基準における見積り」に記載した内容と同一である。

2. 完成工事補償引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事補償引当金	9,815百万円
-----------	----------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「(会計上の見積りに関する注記) 2. 完成工事補償引当金」に記載した内容と同一である。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

下記の資産を関係会社等の借入金他の担保に供している。

建物・構築物	265百万円
土地	36百万円
投資有価証券	119百万円
計	421百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	38,163百万円
(3) 保証債務	14百万円
従業員の金融機関からの住宅取得資金借入に対して、債務保証を行っている。	
(4) 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。なお、損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額はない。	
(5) 貸出コミットメント総額	20,000百万円
借入実行残高	10,000百万円
(6) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	3,708百万円
長期金銭債権	754百万円
短期金銭債務	125百万円
長期金銭債務	503百万円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 工事進行基準による完成工事高	308,615百万円
(2) 関係会社との取引高	
売上高	6,191百万円
売上原価	630百万円
営業取引以外の取引高	3,395百万円
(3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額	626百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	890,792株
------	----------

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
完成工事補償引当金	3,003百万円
退職給付引当金	2,629百万円
減損損失	2,388百万円
賞与引当金	860百万円
工事損失引当金	455百万円
不動産評価損	253百万円
投資有価証券評価損	153百万円
その他	2,379百万円
繰延税金資産 小計	12,123百万円
評価性引当額	△3,872百万円
繰延税金資産 合計	8,251百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△4,603百万円
買換資産圧縮積立金	△381百万円
その他	△289百万円
繰延税金負債 合計	△5,274百万円
繰延税金資産の純額	2,977百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項なし。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,715円32銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 330円64銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項なし。